

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所の許可使用に係る変更許可申請に関する面談

2. 日時：令和2年10月27日（火） 16時00分～17時00分

3. 場所：原子力規制庁7階会議室（テレビ会議システムにより実施）

4. 出席者

原子力規制庁

長官官房放射線防護グループ 放射線規制部門

中村放射線安全審査官、益子放射線安全審査官

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

大洗研究所 材料試験炉部 原子炉課 課長、マネージャー、主査、他2名

大洗研究所 高速実験炉部 高速炉技術課 課長、他2名

大洗研究所 保安管理部 施設安全課 主査、他1名

安全・核セキュリティ統括部 安全・核セキュリティ推進室 副主幹、他1名

5. 要旨

(1) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、大洗研究所（水使第28号）において下記の変更に伴う変更許可申請を行う予定であることを、資料に基づき説明があった。

① 材料試験炉（JMTR）における変更

・使用済燃料の輸送前作業に使用している密封された放射性同位元素（ $^{241}\text{Am-B e}$ ）について、作業場所をホットラボ建家から原子炉建屋へ変更することに伴い、使用の場所と貯蔵の場所として原子炉建屋内の No.1 カナルを新たに追加する。

・なお、当該の密封された放射性同位元素は1個あたり10TBq未満なので、施設検査対象外と考える。

② 高速実験炉における変更

・高速実験炉において使用、保管している密封されていない放射性同位元素の使用、保管数量を変更する。

(2) 原子力規制庁は、大洗研究所に対し、主に以下について伝えた。

● 線量評価については、申請に係る参考文献を明確にすること。

● 高速実験炉における変更については、変更対象となる放射性同位元素の使用の方法を明確にすること。

- (3) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、規制庁からのコメントについて了解した旨の回答があった。
- (4) 令和2年11月4日、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、(1)②高速実験炉における変更については今次の変更許可申請内容から外す旨の連絡があった。

#### 6. 配付資料

- 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所の JMTR における放射性同位元素の許可使用に係る変更許可申請について
- 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所の高速実験炉における放射性同位元素の許可使用に係る変更許可申請について